

## ゲームアプリ「うたた往時のなつかしや」使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、ゲームアプリ「うたた往時のなつかしや」(以下、「うたなつ」という。)における二次利用及び二次創作(以下、「使用」という。)を行う場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 二次利用 動画配信や実況等、動画又は静止画をそのまま用いることをいう。
- (2) 二次創作 ファンアート等、動画又は静止画をもとに別の作品を作成することをいう。
- (3) 物品化 商品開発、パッケージ作成、印刷物作成等、物品を作成することをいう。

(うたなつに係る著作権等の権利)

第3条 うたなつに関する著作権や使用に係る一切の権利は、鹿児島県に属する。

(うたなつの内容に係る秘密保持)

第4条 次の各号に掲げるものについては、他人に漏らしてはならない。

- (1) イベント等において、限定的に配布するうたなつのストーリー等。ただし、当該配布期間終了後を除く。
- (2) 前号の配布で使用されたQRコード

(うたなつデザインが使用できる場合)

第5条 うたなつのキャラクター等のデザイン(以下、「うたなつデザイン」という。)は、営利目的ではない場合において、次の各号のいずれかに該当するとき、使用することができる。

- (1) 著作権法に定める著作権の制限に該当する場合
- (2) 鹿児島県内の学校等が教育の目的で使用する場合
- (3) うたなつ使用中の動画又は静止画を配信又は掲載する場合
- (4) うたなつを題材にした漫画、小説等の制作及び公開
- (5) うたなつに登場するキャラクターのイラスト制作及び公開
- (6) うたなつに登場するキャラクターのコスプレ
- (7) その他鹿児島県鹿児島地域振興局長(以下、「局長」という。)が認めた場合

(うたなつデザインが使用できない場合)

第6条 うたなつデザインは、次の各号のいずれかに該当する場合、使用することができない。

- (1) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
- (2) 県の信用又は品位を害すると認められる場合
- (3) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、この号において「暴力団」という。）もしくは同条第6号に規定する暴力団員（以下、この号において「暴力団員」という。）又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場合
- (7) うたなつデザインの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) うたなつのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) うたなつデザインの著しい変形その他うたなつデザインの使用が適当でないとして認められる場合
- (10) 二次利用について、AIの学習の対象となる媒体で使用する場合。ただし、AIが学習しづらいように加工した上で使用する場合を除く。
- (11) その他不適切であると局長が認めた場合

(うたなつデザインの物品化)

第7条 営利目的の有無にかかわらず、うたなつデザインを二次利用した物品化をする場合は、局長の承認を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、局長の承認を受けて、うたなつデザインを二次創作した物品化をすることができる。

- (1) 鹿児島県内の地方公共団体等が使用する場合
- (2) その他局長が特に認めた場合

(使用申請)

第8条 前条の承認を受けようとする者は、使用申請書（別記様式第1号）に関係書類を添えて、局長に提出しなければならない。

2 局長は、前項の規定により申請を行った者に対し、必要に応じて追加で資料等の提出を求めることができる。

(使用の承認)

第9条 局長は、前条第1項に規定する使用申請書を受理した場合において、そ

の内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを承認し、使用（変更）承認通知書（別記様式第2号）を申請者へ交付するものとする。この場合において、局長は必要があると認めるときには、うたなつデザインの使用の方法等について、条件を付すことができる。

- 2 承認期間は、2年以内とする。なお、承認期間を延長する場合は、第11条第1項の局長の承認を受けなければならない。
- 3 局長は、使用者にうたなつデザインの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

#### （使用上の遵守事項）

第10条 前条の規定による使用承認を受けた者（以下、「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用目的のみに使用すること。
- (2) 当該使用に係る物品の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真を提出すること。
- (3) 前条の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 原則として、承認を受けた物品には「©鹿児島県」又は「©Kagoshima Prefecture」をその商品、包装、広告等に必ず明記すること。

#### （承認内容の変更等）

第11条 使用者が、使用承認の内容について、追加又は変更しようとする場合は、あらかじめ変更申請書（別記様式第3号）を局長に提出し、局長の承認を受けなければならない。

- 2 局長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合において、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを承認し、使用（変更）承認通知書（別記様式第2号）を申請者へ交付するものとする。

#### （承認の取消し等）

第12条 局長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、使用者に対し、使用物品等の回収等の措置を命ずるものとする。

なお、使用者は、使用承認が取り消された場合、承認取り消しの日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの規程に違反した場合
  - (2) 使用者が第9条第1項の使用承認に付した条件に違反した場合
  - (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
  - (4) 第6条のいずれかに該当するに至った場合
  - (5) その他うたなつデザインの使用継続が不相当であると認められた場合
- 2 局長は、前項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用の非独占性等)

第13条 この規程による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してうたなつデザインを使用する権利を付与するものではなく、かつ、承認、使用者等について県の推奨を行うものではない。

(使用料)

第14条 うたなつデザインの使用料については、当分の間、無料とする。

(経費等の負担)

第15条 県は、この規程による使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第16条 県は、うたなつデザインの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者がうたなつデザインを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、県は一切の責任を負わない。

3 使用者は、うたなつデザインの使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第17条 局長は、うたなつデザインの使用承認の状況等について、情報を公開することができる。

(事務)

第18条 この規程に関する事務は、鹿児島県鹿児島地域振興局総務企画部総務企画課が行う。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか必要事項は、局長が定める。

## 附 則

この規程は、令和6年10月1日から適用する。

なお、「ゲームアプリ『うたた往時のなつかしや』二次利用・二次創作ガイドライン」は廃止する。

別記様式第1号の1

うたなつデザイン使用申請書（販売する商品（食品以外））

年 月 日

鹿児島県鹿児島地域振興局長 殿

郵便番号  
住所  
団体等名  
代表者職氏名

うたなつデザインを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

名称			
申請する商品の種類	種類	合計点数（色違い・サイズ違いも1点でかぞえる）	合計点
具体的な内容（数量・規格・製造予定数・販売価格等を詳しく記載してください。）			
販売場所（当てはまるものに☑をつけ販売場所を詳しく記載してください。）	<input type="checkbox"/> 鹿児島県内 （詳細）	<input type="checkbox"/> 県内及び県外	<input type="checkbox"/> その他
使用期間（2年以内）	年 月 日 ~	年 月 日	
「©鹿児島県」又は「©Kagoshima Prefecture」の記載場所			
担当者名及び電話番号	担当者名： 電話番号： E-mail：	FAX：	

※ 添付書類

- (1) 使用する物品の見本（見本が添付できない場合、図面や写真等）
- (2) 企業、団体等の概要書（パンフレット等）

別記様式第1号の2

うたなつデザイン使用申請書（販売する食品）

年 月 日

鹿児島県鹿児島地域振興局長 殿

郵便番号  
住 所  
団体等名  
代表者職氏名

うたなつデザインを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

名称			
添付資料の有無（添付したものすべてに☑をつけてください。）	<input type="checkbox"/> 営業許可証	<input type="checkbox"/> 製造許可証	<input type="checkbox"/> 販売先一覧
	<input type="checkbox"/> なし（保健所の許可証等が必要ない食品の場合）		
製造場所（いずれかに☑をつけてください。）	<input type="checkbox"/> 鹿児島県内	<input type="checkbox"/> 鹿児島県外	
販売場所（当てはまるものに☑をつけ販売場所を詳しく記載してください。）	<input type="checkbox"/> 鹿児島県内	<input type="checkbox"/> 県内及び県外	<input type="checkbox"/> その他
	（詳細）		
申請する商品の種類	種類	合計点数（色違い・用量違いなども1点でかぞえる）	合計 点
具体的な内容（販売価格・製造予定数等を詳しく記載してください。）			
使用期間（2年以内）	年 月 日 ~		年 月 日
「©鹿児島県」又は「©Kagoshima Prefecture」の記載場所			
担当者名及び電話番号	担当者名： 電話番号： FAX： E-mail：		

※ 添付書類

- (1) 使用する物品の見本（見本が添付できない場合、図面や写真等）
- (2) 企業、団体等の概要書（パンフレット等）
- (3) 「製造、販売に係る保健所の営業許可証（写）」と「製造または販売する店舗一覧（任意様式）」

別記様式第1号の3

うたなつデザイン使用申請書（商品以外）

年 月 日

鹿児島県鹿児島地域振興局長 殿

郵便番号  
住 所  
団体等名  
代表者職氏名

うたなつデザインを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

名称	
使用区分（該当するものに☑をつけてください。）	<input type="checkbox"/> 印刷物（チラシ・新聞広告・パンフレット・名刺等） <input type="checkbox"/> 看板・店舗壁面・商品POP等 <input type="checkbox"/> 販促用の景品 <input type="checkbox"/> その他
具体的な内容（配布数量・サイズ・配布場所・広告回数等を詳しく記載してください。）	
使用期間（2年以内）	年 月 日 ~ 年 月 日
「©鹿児島県」又は「©Kagoshima Prefecture」の記載場所	
担当者名及び電話番号	担当者名： 電話番号： FAX： E-mail：

※ 添付書類

- (1) 使用する物品の見本（見本が添付できない場合、図面や写真等）
- (2) 企業、団体等の概要書（パンフレット等）

うたなつデザイン使用（変更）承認通知書

承認第 号  
年 月 日

殿

鹿児島県鹿児島地域振興局長

年 月 日付けで申請のあった使用（変更）について、下記期間に限り承認します。

なお、使用に当たっては下記の点に留意してください。

記

1 承認期間 年 月 日～ 年 月 日

2 留意事項

- (1) うたなつデザインを、承認を受けた物品のデザインとして使用することができます。ただし、うたなつデザインを用いた物品について、「©鹿児島県」又は「©Kagoshima Prefecture」を、その商品、包装等に明記してください。また、完成品（困難な場合は写真等）を提出してください。
- (2) 使用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- (3) 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、鹿児島県は一切の責任を負いません。
- (4) 使用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- (5) 申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な使用等が認められた場合、使用者に対し是正を求めるための警告を行います。
- (6) 使用者が、上記の警告に応じない場合は、承認の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- (7) 承認が取り消されたときは、承認取消の日から使用することはできません。また、取り消しにより使用者に生じた損害について、鹿児島県は一切の責任を負いません。
- (8) うたなつデザインの適切な利用を図るため、使用の状況、使用した物品の販売状況等について、報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- (9) ゲームアプリ「うたた往時のなつかしや」使用取扱規程は、必要に応じて変更することがあります。

うたなつデザイン使用内容変更申請書

年 月 日

鹿児島県鹿児島地域振興局長 殿

郵便番号  
住所  
団体等名  
代表者職氏名

年 月 日付け承認第 号で承認を受けたうたなつデザインの使用について、下記のとおり内容を変更したいので申請します。

記

項目	前回の承認を受けている申請内容 (すべて記載してください)	変更をする内容 (変更がある部分のみ詳しく記載)

担当者名及び電話番号	担当者名 : 電話番号 : E-mail :	FAX :
------------	------------------------------	-------

※ 添付書類

- (1) 変更する内容がわかる見本
- (2) 前回の使用承認通知書の写し

別記様式第4号

うたなつデザイン使用承認取消通知書

年 月 日

殿

鹿児島県鹿児島地域振興局長

年 月 日付け承認第 号で承認した内容について、下記のとおり承認を取り消します。

記

承認取消理由

別記様式第5号

うたなつデザイン使用不承認通知書

年 月 日

殿

鹿児島県鹿児島地域振興局長

年 月 日付けで申請のありましたうたなつデザインの使用については、下記の理由により承認しないこととしましたので通知します。

記

不承認の理由